

令和8年第2回五霞町議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和8年6月9日（火曜日）午前10時開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

日程第 3 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番 猿 橋 正 男 君

2 番 小野寺 宗一郎 君

3 番 黛 丈 夫 君

4 番 山 本 芳 秀 君

5 番 植 竹 美智雄 君

6 番 新 井 庫 君

7 番 伊 藤 正 子 君

8 番 宇 野 進 一 君

9 番 鈴 木 喜一郎 君

10 番 樋 下 周一郎 君

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長 知 久 清 志 君

副 町 長 土信田 法 男 君

教 育 長 森 田 恵美子 君

総 務 課 長 鳩 貝 浩 之 君

まちづくり
戦略課長 篠 崎 雅 美 君

会計管理者兼
町民税務課長 堀 山 康 行 君

健康福祉課長 古 郡 健 司 君

こども未来課長 山 下 仁 司 君

産業課長兼
農業委員会
事務局 山 田 浩 君

特定プロジェクト
推進課長 大 橋 勝 君

建設水道課長 園 田 和 則 君

教 育 次 長 荒 井 富美子 君

連絡員として入場を許可した者

総務課 課長補佐	斉木哲也君	総務課 係長	金谷昌弥君
まちづくり 戦略課主幹	笈沼里美君	まちづくり 戦略課係長	曾我俊之君
健康福祉課 主幹	五十嵐俊夫君	産業課 係長	浦上俊一君
特定プロジェクト 推進課主幹	篠崎憲一君	特定プロジェクト 推進課係長	内田和明君
建設水道課 主幹	鈴木智聡君	教育委員会 事務局課長補佐	鈴木里史君
教育委員会 事務局主幹	大澤則之君		

写真撮影のため入場を許可した者

まちづくり 戦略課主任	尾白拓也君
----------------	-------

事務局職員出席者

事務局長	吉岡雅子	書記	高島悠仁
		書記	伊藤弘美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（植竹美智雄君）おはようございます。
定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。
-

◎会議成立の宣言

- 議長（植竹美智雄君）ただいまの出席議員は全員出席の10名であります。
会議は成立いたします。
-

◎諸般の報告

- 議長（植竹美智雄君）日程第1、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条の規定による本日の出席者は、配付しております資料のとおりとなります。
傍聴の皆様をお願いを申し上げます。
本日の本会議における一般質問は、役場庁舎内へ映像配信を行うとともに、後日、町ホームページを通じて録画映像の配信を行いますので、御報告いたします。その際、傍聴席が映像範囲に入ることもございますので、あらかじめ御承諾をお願いいたします。
また、スマートフォン等をお持ちの方は音が出ないように設定をお願いいたします。
-

◎一般質問

- 議長（植竹美智雄君）続きまして、日程第2、一般質問となります。
ただいまから、町政に対する一般質問を行います。
発言の通告を受けた者は、御手元へ配付した通告一覧表のとおりです。順序に従い発言を許可します。
なお、質問時間は申し合せにより、議長の発言許可より答弁を含め60分以内となっておりますので、よろしくお願いいたします。
-

◇ 黛 丈 夫 君

- 議長（植竹美智雄君）最初の質問者である黛議員は、発言席へ移動願います。

〔3 番 黛 丈夫君 発言席へ移動〕

○議長（植竹美智雄君）ただいまより、3 番 黛 丈夫君の発言を許可します。

登壇し質問趣旨を述べ、その後は発言席へ戻り答弁をお聞きください。

黛議員。

〔3 番 黛 丈夫君 登壇〕

○3 番（黛 丈夫君）おはようございます。3 番議員の黛でございます。

本定例会一般質問の1 番手で登壇いたしました。

本日、傍聴に御参集の皆様、早朝よりお運びいただき、誠にありがとうございます。

今回も、町の方向性や町政で不安なこと、分からないことを町執行部に質問いたします。しっかりと務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

さて、間もなくサッカーワールドカップ北中米大会が、現地時間で6 月 11 日から決勝戦が行われる7 月 19 日まで開催されます。

皆さんもよく承知のことと思いますが、アメリカ、カナダ、メキシコの共催で、参加 48 チーム。その中には、森保監督率いる我が日本も初の8 強入りや見たことのない最高の景色、優勝を目指すと言官して、かつてない最強の布陣で臨んでいます。私も熱狂的なサッカーファンではありませんが、日本人として森保ジャパンの勝利を願ってやみません。

ところで、サッカーや野球をはじめ、多くのスポーツのトップ選手も、いきなりトップ選手になったわけではありません。本人の続ける熱意と才能、たゆみない努力はもちろんですが、子供の頃のスポーツとの接点と出会い、また、有能なコーチや指導者、身近で適切な施設の存在、そうした全ての出会いと環境がトップ選手、トップアスリートを生み出すきっかけになっていると思います。そうしたことを今回、念頭に捉えて、私は、一般質問の1 項目めを町のスポーツ振興について質問いたします。

1 点目は、町のスポーツ活動の現状について。

町スポーツ協会加入団体、中学校の部活や近隣クラブ加入でのスポーツ参加。また、小学生のスポーツ少年団、近隣クラブ加入でのスポーツ参加について伺います。

続きまして、2 点目は、町のスポーツ振興について。

現状の課題とその対策について。選手・児童の送迎状況を含んで伺いたいと思います。

そして、3 点目は、五霞東小学校跡地の利活用で、この2 月に基本協定を締結したケアリッツ・アンド・パートナーズの「卓球をメインに地域振興につなげていきたい」に、町の対応について伺います。

続いて、現在、新庁舎の実施設計業務が発注されていますが、新庁舎は町民や職員をはじめとする全ての利用者に使いやすく、また、機能的であることを基本に、人や環境に優しい機能が求められます。さらに、町民との協働によるまちづくりを基本ににぎわいを創出し、活性化を図る拠点として、また、町民の命を守る防災拠点としての役割をしっかりと果たせる機能が求められています。

そこで、今回の一般質問の2 項目めに、新庁舎の防災危機管理機能について質問します。

1 点目。庁舎の実施設計業務において、防災機能上の基本条件について耐震基準や浸水対策を伺います。

続きまして、2点目。過去の災害経験等が具体的に生かされているのか。

五霞町の置かれている状況を踏まえ、同じような条件下での災害などを参考にした具体的な対策について伺いたいと思います。

そして、3点目、設計業務管理者担当との説明会等。

これは、適時適切な打合せを含むのですが、どのように実施しているかについて伺いたいと思います。

以上、2項目6点について質問します。

なお、答弁により再質問させていただく場合がありますが、御了承願います。

それでは、私は一旦席を移動させていただきます。

〔3番 黛 丈夫君 発言席へ移動〕

○議長（植竹美智雄君）1項目め1点目の質問に対し、教育次長の答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（荒井富美子君）1項目1点目、町内のスポーツ活動の現状について御答弁申し上げます。

まず、町スポーツ協会の現状ですが、令和7年度末現在で加入している競技団体は、テニス連盟、バレーボール連盟、ソフトバレーボール連盟、卓球連盟、五霞歩楽里会、ゴルフ同好会の6団体が活動しており、令和元年度末が8団体であることから、比較しますと、ソフトボール連盟とゲートボール連合会の脱退により、団体数がマイナス2団体となっている状況でございます。

次に、中学生のスポーツ参加ですが、部活動においては、サッカー部、バレーボール部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、ソフトテニス部、卓球部、柔道部、水泳部の8部112名で74%の生徒が所属しております。令和4年度末は8部、129名で75%となっておりますので、生徒数の推移を加味しますと、横ばいとなっております。また、学校外においても、水泳やサッカーなど、クラブで活躍している生徒もいる状況です。なお、今年度から地域移行が完全実施となった地域クラブについては、6クラブ、77名が活動しております。

次に、スポーツ少年団ですが、令和元年度は、4団体17名が活動していましたが、令和3年度以降、町のスポーツ少年団に登録団体がなくなったことから、現在、本町の児童は、近隣市町のスポーツ少年団やクラブチームに加入している状況でございます。

施設の稼働状況でございますが、海洋センターや小中学校の体育館、武道場、テニスコートにおいて、一般のスポーツ団体12団体が年間を通じて活動を行っております。また、学校施設においては、町内の小学生が加入する5団体、サッカーが3団体、野球2団体が定期利用団体として、年間を通じて活動している状況でございます。

1項目め1点目については、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）はい、黛議員。

○3番（黛 丈夫君）ありがとうございました。

町のスポーツ協会の加入団体と人員の減少は、コロナ禍の感染時期と高齢化、特に団塊の世代のチーム員が70歳を超えたということで、活動が縮小したのが原因のようですね。

あえて再質問はしませんが、また、いろいろな細かいところまでやっていたら時間が到底足りませんので、ちょっとこのままいきますが、あとはですね、現在、五霞町にスポーツ少年団がなく、児童は近隣市町村のスポーツ少年団やクラブチームに流れているという現実があります。正直、町の町民として、またうちの子供なんかは少年団でボールと駆けずり回っていた、そういう現実があったことを思いますと、寂しい気がします。

ところで、スポーツ振興ということですが、スポーツをやるには、やっぱりお金がかかりますよね。ヒト・モノ・カネですね。スポーツ振興に関する事業費の助成金について再質問します。

五霞町は、スポーツ施設関係で、B & G財団から施設維持の助成金を受けていることは、予算会議や決算会議で確認させていただいております。

しかし、スポーツ庁の補助金やスポーツ振興くじ助成金の申請等は対応しているのでしょうか。お伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（植竹美智雄君）ただいまの再質問に対し、教育次長の答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（荒井富美子君）それでは、ただいまの再質問について御答弁申し上げます。

町のスポーツ振興を図るための補助金等についての活用でございますが、まず、町のスポーツ施設の拠点となる海洋センターにつきましては、その改修や修繕工事等におきまして、B & G財団の助成を受けて実施しております。なお、B & G財団からの助成金については、ほかの補助金や助成金との併用も可能となっている状況です。

次に、スポーツ振興に係るソフト事業につきましては、既に今年度、部活動の地域展開推進事業の実施に当たり、スポーツ庁の補助金を活用して取り組んでいる状況です。

いずれにしても、超高齢化社会を迎え、スポーツを通じた町民の健康維持や体力増進は最優先の政策課題の一つであると考えておりますので、今後とも有利な財源措置を含め、あらゆる視点に立って、機会を逸しないよう情報収集に努めてまいります。

再質問に対する答弁は、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）はい、黛議員。

○3番（黛 丈夫君）はい、ありがとうございました。分かりました。

申請のタイミングもあると思いますが、スポーツ庁の補助金など、町のために申請できるものは実施しているということですよ。今後とも抜け目なく対応してください。よろしくお願いします。

それでは、議長、2点目をお願いします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、2点目の質問に対し、教育次長の答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（荒井富美子君）それでは、1項目2点目、町のスポーツ振興について、現状の課題とその対策について御答弁申し上げます。

まず、町のスポーツ振興の基本としまして、文部科学省のスポーツ立国戦略の考え方に基づき、町の総合計画におきまして、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境づくりを目指し、スポーツ活動の充実のために様々な事業を展開しているところです。

次に、スポーツ振興に当たっての現状の対応などについてお答えします。

最初に、町民の健康増進、生涯スポーツについてでございます。

昨今、一人一人のスポーツの楽しみ方が、集団、画一的なメニュー中心だった従来の在り方から、決められた時間や場所に縛られない、例えば、ジョギングやヨガなどの個人活動に軸が移る傾向にあると考えております。

町としましては、町民の健康の維持増進のための生涯スポーツは、何より大切であると考えておりますので、一人一人のライフスタイルや年齢、体力、興味等に応じ、身近な生活の場にスポーツを取り入れることができ、健康増進や生きがいがいづくりにつながるよう、町民に対し様々なスポーツに関する情報提供を行っていきたいと考えております。

次に、子供の体力増進活動についてです。

次代を担う青少年の体力向上並びに規律及び協同の精神を培う上で、青少年のスポーツは非常に重要なものであると認識しております。このため、小・中学校それぞれ、毎年度、体力アップ推進プランに基づき個々人の体力分析を行い、達成指標を設定するなどして、児童・生徒の体力増進の取組を行っております。これらの活動により、児童・生徒の運動意欲が高まるとともに、競い合う楽しさや達成感が生まれ、ごかつ子としてのたくましい心と体の育成につながっているものと考えております。

最後に、スポーツを通じた地域活性化における現状について、議員御懸念の部活動時における児童・生徒の送迎方法等による事故の際の責任分担についてでございます。

町の小・中学校の部活動等におきましては、まず、県大会や地区大会などの公式戦への参加につきましては、学校が一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた民間バス会社と契約を結び、児童・生徒たちの送迎を行っております。また、公式戦を除く他校との練習試合や交流戦などについては、保護者による送迎としております。また、地域クラブにつきましても、全て保護者の送迎としているところでございます。

いずれにしましても、教育委員会としましては、生涯スポーツの振興はもとより、部活動時の児童・生徒の安全確保についても引き続きしっかりと対応してまいります。

1項目2点目は、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）はい、黛議員。

○3番（黛 丈夫君）ありがとうございました。

そうですね、答弁からは、コロナ禍の時代が過ぎ去ったら、その先に著しい少子高齢化があって、町民のスポーツに求める要求や関わり方が変わってきたというようなニュアンスが感じられました。確かにそうなんだと思いますね。

そこでちょっと、答弁にもありましたけども、小学校の児童と生徒の育成においての、毎年度、個々の体力分析をして、以後の達成指標を設定するなどして体力増進の取組を行っているとのことですが、私は、以前、確か決算特別委員会なんかのところで、全国の体力・運動能力、運動習慣等調査で基礎体力がある児童・生徒の割合のパーセンテージが、何かこれは確か5段階の4以上のパーセンテージですけども、コロナ禍を契機に町の子供たちがかなり低かったような気がしているんです。それ、途中までで終わっちゃってるので、ちょっと完全に思い出せないんですけども、現在進めている個々への取組とですね、そういったことがどのよ

うな成果を上げて、子供たちの体力、そういったものが上がっているというような確認ができる……。下がっているかもしれないですね。その辺を確認できたら、少し時間をおいてですね、結果を伺いたいと思うところです。よろしくお願いします。

それでは、議長、次をお願いします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、3点目の質問に対し、特定プロジェクト推進課長の答弁を求めます。

特定プロジェクト推進課長。

○特定プロジェクト推進課長（大橋 勝君）1項目め3点目、『ケアリッツ・アンド・パートナーズの「卓球をメインに地域振興につなげていきたい」に町の対応は』について御答弁を申し上げます。

旧五霞東小学校跡地利用につきましては、御案内のとおり、地域のにぎわいの創出や、町内外からの来訪客による交流促進を目的として、令和8年2月17日に提案者であるケアリッツ・アンド・パートナーズ株式会社と基本協定を締結させていただいたところでございます。

御案内いただいた計画によれば、卓球のトレーニングセンター機能をはじめ、各種卓球大会の開催会場として屋内施設やセミナー施設、飲食や入浴などの宿泊機能を確保するために、既存施設の改修や新たな屋内施設などの整備を予定しているところです。

さらに、オープン後には、大学卓球部などへの合宿所としての提供はもとより、町民の皆さんに対しましても、子供たちへの卓球教室や部活動への支援、オフシーズンは体育館やセミナールームの中高生への無料開放など、様々な地域振興活動が計画されているところでございます。

一方で、旧五霞東小学校は、町東部の避難所機能を有しておりましたので、改修後の施設につきましても、引き続き避難所として町が活用できるよう協議・調整を図っていきます。

現在の事業の進捗状況につきましては、既存校舎の現地調査や既存の体育館の改修に着手しているほか、開発行為や建築確認の許可に向けた手続を進めており、許可後は本格的に工事を開始し、本年12月には施設をオープンする予定で進めているところでございます。

町としましては、全国でも数少ない卓球のトレーニング施設としての特色を生かして、関東全域はもとより、全国からの利用者の来訪を促進させるとともに、卓球を通じた町民と一流アスリートとの交流や新たな施設が町民の集いの場になるようケアリッツ・アンド・パートナーズ株式会社と連携して、地域活性化や新たな交流の場の創出に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

3点目につきましては、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君） 議長。

○3番（黛 丈夫君） はい、ありがとうございました。

ケアリッツ・アンド・パートナーズとの基本協定を2月に結んで、具体的に詰める内容もあるとは思いますが、今年の12月に施設がオープンすることでもあり、町としても急ぐ内容があるのではと推察します。

ところで、改めて私、卓球という競技について調べてみました。

国内の卓球は、日本卓球協会登録者数が、公式の競技者登録が 30 万人だそうです。スクール通いなど、愛好者を含めると 100 万～800 万人がプレーしているとのこと。また、世界的には、競技人口 3 億人を超えて、国際卓球連盟の加盟数は 220 以上の国と地域が加盟している。これから行う FIFA ワールドカップの国際サッカー連盟を超える世界規模のスポーツだそうです。

また、国内では、卓球界の競技人口を支える中学生の登録者数が、部活動の縮小や地域移行が影響して減少傾向にあるようです。なお、競技人口減少の課題に対して、商業施設でのフェスティバル開催や生涯スポーツとしての普及活動などの取組が進められているとのこと。

ちなみに、卓球の強豪県、日本の強豪県は、愛知県や大阪府、山口県など。また、競技人口登録者数が多く、卓球熱が高いのは、佐賀県。また、冬場の室内競技として秋田県、山形県が強豪として挙げられているとのこと。

意外や意外、卓球というスポーツは、世代を超え、子供から高齢者まで幅広くプレーができる生涯スポーツであることを私は知りました。また、子供たちに早い段階からしっかりした指導者に見てもらえるならば、町のスポーツ振興の大きな核として、町の活性化になると期待されると思います。

それでは、五霞町の中で、今までにない新たなうねりがある中で、今後の町のスポーツ振興の総括を、そして、その先のまちづくりについて町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（植竹美智雄君）続いて、1 項目めの質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）1 項目め、町のスポーツ振興についてお答えを申し上げます。

私は、町民生活におけるスポーツについては、健康や体力の保持・増進をはじめ、精神面での満足感や充実感を得ることができ、また、人と人とのコミュニケーションや地域の交流促進に向けて大きく寄与しており、人生 100 年時代と言われる昨今、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に必要なものであると考えております。

このような考えの一端として、町民から人気の高いグラウンドゴルフについては、従前のみずべ公園に加え、昨年度、丸池台グラウンドを整備し、この秋には町制施行 30 周年記念大会も開催するなど、高齢者の健康と生きがいづくりに取り組んでいるところでございます。

また、実業団やプロなど本格的なスポーツコンテンツは、町のにぎわいや地域の活性化に役立つことから、昨年 3 月には茨城ロボッツとフレンドリータウン協定をいち早く締結し、プロ選手による町内の子供たちへのバスケットボール教室の開催や水戸市での試合観戦などを行い、町民誰もが気軽にスポーツに親しめる環境づくりを推進してまいりました。

さらに、今般、旧東小学校跡地へ類似まれな卓球のトレーニングセンターの誘致を実現させました。

今後は、強化合宿や各種大会の開催などを通じて、全国からの集客による交流人口の拡大や町の魅力アップにもつなげていきたいと考えております。

町といたしましては、生涯スポーツを通じた町民の皆さんの健康寿命の延伸やコミュニティ力の向上を推し進めると同時に、地域の活性化や町内における消費の拡大、ひいては定住人口の増加など地域振興にもつながるよう、スポーツを生かしたまちづくりに戦略的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（植竹美智雄君） 議議員。

○3番（黛 丈夫君） 町長、ありがとうございます。

コロナ禍や少子高齢化を受けて、町の中のスポーツ活動が少し元気がない状況。そんな状況にあるように私は思います。

五霞町の茨城ロボッツとのフレンドリータウン協定や、今回のケアリッツ・アンド・パートナーズの卓球のトレーニングセンターは、町のスポーツ振興に極めて有効で、町民意識、とりわけ若者や子供たちは、町のスポーツ振興の刺激になって、町の活性化につながる機会になると思います。

例えば、五霞町が卓球のまちになった場合、多くのプレーヤーや若者が町を訪れる可能性があります。それだけで、町は変化すると私は感じます。そして、町自体も、我々も自然と変化しなければならないような、そんな状況になるのではないかと。それも、一つの期待するところでは。

それですね、もう一つ、私から提案ということではないですけども、スポーツ振興に向けた地域おこし協力隊、協力隊がありますよね。町に移住して、卓球の普及やスポーツでの町おこしを担ってもらえる人がいれば、それも一つの力になると。町おこしの力になると思います。

以上、ちょっと長々となりましたけども、1項目めは、以上といたします。

議長、2項目めをお願いします。

○議長（植竹美智雄君） 続いて、2項目め1点目の質問に対し、特定プロジェクト推進課長の答弁を求めます。

特定プロジェクト推進課長。

○特定プロジェクト推進課長（大橋 勝君） 2項目め1点目、「庁舎の実施設業務において防災機能上の基本条件」について御答弁を申し上げます。

まず、当町では、複合庁舎として必要な備えるべき性能と役割について検討を行い、令和6年4月に五霞町庁舎複合化基本計画を策定いたしました。なお、本計画の策定後、当町では、隣接地への商業施設誘致を進め、新たな生活拠点として、にぎわいと交流の創出を図ることとし、令和7年7月に計画の改定を行ったところでございます。

この基本計画においては、大規模な地震・水害等の自然災害時に災害対策活動拠点として求められる安全性の水準や備える設備・機能を定めております。

複合庁舎の耐震安全機能の基準につきましては、国土交通省が定めている官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づき、構造体Ⅰ類、建築非構造部材A類、建築設備甲類と、いずれも最上級の分類を採用することで、人命の安全確保に加えて十分な機能を確保しています。

また、水害対策につきましては、国土交通省「水害ナビ」によるシミュレーションにより、整備予定地では、江戸川氾濫時に約1.2メートル、利根川氾濫時に約3.2メートルの浸水が想定されております。このため、基本計画では、1.5メートルの盛土によるかさ上げを行い、江戸川氾濫時の浸水に耐えうるレベルとし、利根川氾濫時は2階以上が浸水に耐えうるレベルを確保する設計としております。

これらを踏まえ、災害対策本部機能はもとより、水害の影響を受ける電気設備などについては、2階及び屋上に設置する計画等としています。

現在、これらの設定に基づき、基本設計の作成を進めており、平時にも非常時にも安心して利用できる複合庁舎の実現を目指してまいります。

1点目については、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）はい、黛議員。

○3番（黛 丈夫君）ありがとうございました。

新庁舎は、複合庁舎として現在の設計基準では、耐震安全性能上は最上級という御答弁がありました。浸水に対しては、江戸川氾濫時は問題なし。利根川氾濫時においても、2階以上では浸水に耐えられる、そういう構造とすると。また、電気施設は2階以上で、屋上に設置する設計条件としているということです。災害時の役場の機能、行政の業務継続、これは確実にできるという判断をいたしました。今後ともよろしくお願いします。

それでは、議長、2点目をお願いします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、2点目の質問に対し、特定プロジェクト推進課長の答弁を求めます。

特定プロジェクト推進課長。

○特定プロジェクト推進課長（大橋 勝君）2項目め2点目、「過去の災害経験などが具体的に生かされているか」について御答弁のほう申し上げます。

当町は、四方を河川に囲まれていることから、過去の大雨や台風による災害を踏まえた最大の教訓は、水害を前提として庁舎を整備する必要があるという点でございます。その対策として、浸水に対する設定につきましては、先ほども御答弁しましたとおり、江戸川氾濫時に約1.2メートルの浸水が想定されることから、盛土により1.5メートルのかさ上げを行います。

また、他の自治体の水害事例では、地下や1階に配置された電気設備が浸水し、停電、断水が長期化したケースが報告されております。こうした教訓を踏まえ、当町では、災害対策本部機能やバックアップ機能は2階に設置し、その他、電気室、非常用電気発電設備、受水槽などのライフライン機能を屋上に設置し、行政運営に不可欠な重要機能の浸水リスクを回避することで、災害時にも継続できる体制を確保していきます。

また、耐震につきましても、先に答弁しましたが、国土交通省が定める基準に基づきまして、構造体、非構造部材、設備などいずれも最上級の分類を採用することで、人命の安全を守るとともに、災害時にも必要な機能を確保できる耐震性、安全性を備えてまいります。

いずれにしましても、これまでの災害の経験を踏まえ、災害に強く、継続的に行政機能を発揮できる複合庁舎の整備を進めてまいります。

2点目については、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）はい、黛議員。

○3番（黛 丈夫君）どうもありがとうございました。

御答弁から、過去の水害事例、特に五霞町は、水害の対応をきちっとやらないと、行政の継続ができない。行政の継続ができないということは、町民を支援できないということになりますので、庁舎のしっかりしたベース、この辺はやっていただかないといけないと思います。

ほかの行政、自治体なんかでは、過去の水害事例で、地下や1階に配置された電気設備とか、駐車場とか、予想外に、横に流れていた河川が本来だったら入る予定がなかったのが入ってきちゃったとか、本当にそういう極めて、私に言わせれば、何をやってたのかなというような見落としがあったりしていますので、そういった経験を生かして設計確認をすると。これは重要なことだと思います。改めまして、確認させていただきました。ありがとうございます。

議長、3点目をお願いします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、3点目の質問に対し、特定プロジェクト推進課長の答弁を求めます。

特定プロジェクト推進課長。

○特定プロジェクト推進課長（大橋 勝君）2項目め3点目、設計者による説明会等について御答弁を申し上げます。

複合庁舎は、今後、数十年にわたり町の行政運営の中心となる施設であり、将来の行政を担う若手職員を含めた庁内職員全員がその設計思想や防災機能、空間構成を理解することは非常に重要であると認識しております。

特に、若手職員が設計段階から関わることで、施設への理解が深まるだけでなく、将来の維持管理や次期改修、さらには、今後の公共施設整備にも生かすことができるものと考えております。

このため、令和2年3月の五霞町庁舎等公共施設基本構想策定時においては、町民の皆様の意見を取り入れるのに先立って、職員を対象に配置、計画に関する調査などを実施してきたところでございます。

また、基本構想に基づく基本計画策定に当たっても、情報、防災、窓口などの各担当とヒアリングを重ね、より良い機能の充実に取り組んできたところでございます。

さらに、基本設計の段階に入ってから、全職員向けの情報共有システムを通じて設計者の技術提案書を共有するとともに、職員向けの進捗状況の説明会を随時開催しており、先日も5月28日に実施したところでございます。

現在、基本設計の最終段階に近づいておりますので、2週間に一度、設計業者と打合せを行うとともに、必要に応じて情報、防災など、各施設機能の担当職員と設計業者との協議を重ねるなど、仕様や図面を精査し、完成度を高める詰めの段階に入ってきております。

今後は、基本設計が終了した段階で、議員の皆様へ御説明する機会を含め、複合庁舎の機能や設計意図を庁内職員と共有し、引き続きより良い施設となるよう検討を進めていきたいと考えております。

3点目については、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）はい、黛議員。

○3番（黛 丈夫君）ありがとうございました。対応がよく分かりました。

新庁舎は、今後数十年、50年以上は使わないと元が取れないかもしれないですね。そんな使用する重要な施設なんです。お城で言ったら、天守閣とはちょっと違うかもしれないですけども、シンボリックなものよりも、もっと機能的なもの。町民を守ってもらう機能を有しているということで私は理解しています。

こうした庁舎を建設する場面、今計画しているわけですが、計画というか、設計している段階ですが、ある意味、執行部に新しく入ってきた職員の方にとっては、幸せなことかもしれないですね。考え方です。こんな面倒くさいことをやりたくないって言うかもしれないですけど。

今回、防災とか危機管理機能にはこだわって、私はあえて質問をさせてもらった真意が実はありまして、というのはですね、今、ＡＩが物すごく普及していますよね。それを設計者なんかもいろいろ使うんですよ。だけど、例えばバージョンが古かったり、そういうことが結構あるんです。耐震基準なんかも昔のを見ちゃって、それを入れちゃったり。そういうことはないということを、今日は確認したつもりです。ＡＩによる設計が便利なんだけど、非常に危険性がある。仕様や条件のチェックがＡＩで可能になっているんですけども、その結果が正しいければいいですけども、思わぬ落とし穴が隠されているかもしれません。そこを意識してもらいたいという意味で、こんな質問、黛、何でやったんだって思う人もいるかもしれないですけど、念を押して質問させてもらいました。

今の段階では、時間をかけてしっかり確認して間違いのない完成品が得られると考えます。それには、もう一度、発注者として執行部が意識的に設計業務の内容を確認してもらいたい。極端な話、素人考えでもいいんです。感覚的には。「これは何ですか。」、「これ、どうなんですか。」と、こういう機会を作る。そのために説明会で知らない人に与えることも、これも重要。知らないから、あいつなんかに言ったってしょうがないじゃなくて、思わぬ発想が出てくるかもしれない。「何でこんなところに、こんなものがあるんですか。」と。そういったことを時間をかけてしっかり確認して、良いものを作ってもらいたいと考えています。その辺を御理解いただき、これからも新庁舎の建設に向けて尽力していただきたいと考えております。

今現在ですね、石油関係とか、異常に世の中というか、世界が余りにも厳しい状況に陥っているんで、先が見えない不透明な状況で、庁舎の建設のコスト面が懸念されるところでございます。ただ、計画はベースは作っておいて、ゼロからやるは大変ですから、作っておいて見直しをかけて、その時期に作ると。

いずれにしても、庁舎は、地震なんか来たらかなり厳しい状況になる、そういう状況にあると思います。ということ踏まえまして進めていただきたいと思います。

それでは、本日の私の一般質問を終了したいと思います。

御答弁を賜りました町長をはじめ、担当課長の皆様、また、答弁書の作成に注力されました職員の皆様、本当にありがとうございました。

終わります。

○議長（植竹美智雄君）以上で、3番 黛 丈夫君の質問が終わりました。

ここで休憩とします。

再開は10時55分といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（植竹美智雄君）休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 猿 橋 正 男 君

○議長（植竹美智雄君）2番目の質問者である猿橋議員は発言席へ移動願います。

ここで、参考資料の配付について申し上げます。

質問者の猿橋議員から参考資料の配付について依頼がありましたので、これを許可し、御手元に配布をしております。

〔1番 猿橋正男君 発言席へ移動〕

○議長（植竹美智雄君）ただいまより、1番 猿橋正男君の発言を許可します。

登壇し質問趣旨を述べ、その後は発言席へ戻り、答弁をお聞きください。

1番、猿橋正男君。

〔1番 猿橋正男君 登壇〕

○1番（猿橋正男君）皆様、おはようございます。1番議員、公明党の猿橋でございます。

本日は御多用のところ、傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

今回の一般質問では、3項目7点についてお伺いいたします。

1項目めは、ペット終生飼養、終活対策についてです。

近年、全国的に少子高齢化が進む中、高齢者世帯や単身世帯の増加に伴い、新たな地域課題が顕在化しています。

その一つが、飼い主の高齢化に伴うペット飼育問題であります。

ペットは、今や家族の一員として大切に飼育される存在であり、高齢者にとっては、生きがいや孤独感の軽減、健康維持にもつながる大切なパートナーであります。高齢化の進展に伴い、飼い主が入院を余儀なくされた場合や介護施設への入所、さらには死亡などによって、犬や猫が突然取り残されるケースが全国で増えています。その結果として、飼育放棄、多頭飼育崩壊、野良化、ふん尿被害、交通事故、住民トラブルなど、地域全体の問題へ発展する事例も少なくありません。

私は、この問題は、単なる動物問題ではなく、高齢化社会における福祉課題、地域課題、さらには予防行政の視点から捉えるべき重要なテーマであると考えております。特に、本町においても高齢化が進む中で、今後、同様のケースが増加する可能性は十分に考えられます。

実際に本町では、既に複数の事例が発生しております。例えば、ある地域では、高齢者が飼育していた不妊去勢手術を受けていない猫が飼い主の死亡後に屋外へ出され、その後、地域で繁殖してしまった事例がありました。外へ出した側には、自分が増やしたという認識がなく、結果として地域課題へ発展してしまったと伺っております。

また、別の地域では、高齢夫婦が複数の猫を飼育していたものの、介護が必要となり、十分な世話ができなくなった結果、少しずつ外へ出してしまったケースもありました。その地域では、野良猫が急増し、ボランティアによる保護活動や不妊去勢手術など多くの対応が必要となったと聞いております。

さらに、飼い主が死亡後、去勢済みの猫が外へ出されたことで、繁殖はなかったものの、地域住民からふん尿被害等の相談が寄せられた事例もあります。

このようなケースは決して特殊な話ではありません。既に本町で現実に行き起きている課題であります。

今後、高齢化が更に進む中で、同様の問題が増えていくことも十分想定され、行政として未然防止の視点に立った対応が求められるのではないのでしょうか。

ここで重要なのは、悪意による遺棄ばかりではないということでもあります。飼い主本人や家族に悪意がなくても、入院した、施設に入った、世話ができなくなった、引取り先が見つからないといった事情の中で、結果として外へ出されてしまうケースが存在します。

しかしながら、言うまでもなく、犬や猫など、愛護動物を遺棄することは、法律上認められた行為ではありません。だからこそ重要なのは、問題が起きてから対応するのではなく、そうならないための仕組みを事前に整えておくことでもあります。

私は、この課題に対して、本町においても予防型行政として早めに取り組む意義は大きいと考えております。

その一方で、本町では、地域ボランティアの皆様を中心に野良猫対策として大きな成果も生まれています。現場で活動されている方々のお話によりますと、この2年間で本町では、およそ300匹のTNR活動、いわゆる猫を捕獲し、不妊去勢手術を行った上で元の場所へ戻す活動が実施されているとのことでもあります。その結果として、動物の交通事故死、ロード・キルが過去5年間で比較して約70%減少したとのことのお話も伺っております。これは、地域住民、ボランティア、関係者の努力による大きな成果であり、私は非常に重要な実績であると考えております。

しかし一方で、ここで対策を止めてしまえば、同じ問題が繰り返される可能性があります。つまり、今後の課題は、増えてしまった後の対応ではなく、増えないための仕組みづくりへと政策の軸足を移していくことではないのでしょうか。

実際、全国の自治体では、既にこうした予防型対策が始まっています。高齢者の飼育困難問題に着目し、ペット終生飼養、つまり飼い主が責任を持って最後まで飼うことの啓発に加え、ペット終活という考え方を広める自治体も増えております。これは、自分に万が一のことがあった場合に備え、誰が世話をするのか、引き取り先はあるのか、医療情報や性格などをどのように引き継ぐのかといったことを、あらかじめ整理しておく取組であります。

また、自治体によっては高齢者福祉部門と動物担当部署が連携し、ケアマネジャーや民生委員などと情報共有を図りながら飼育困難の情報を早期に把握し、相談・支援につなげる取組も進められています。さらに、ペット用のエンディングノートの配布や飼育状況チェックリストを活用し、今後も適切に飼育を続けられるかを確認する仕組みづくりも始まっています。

私は、これらの取組は、決して大きな予算を必要とするものではなく、むしろ小さな啓発や関係機関との連携、仕組みづくりから始められる低コストの予防策であると考えております。行政において重要なのは、問題が発生してから対応することではなく、問題が起こる前に防ぐことでもあります。特に本件については、今であれば、予防として対応できます。しかし、対策が遅れば、将来的には、野良猫の増加、ふん尿被害、住民間トラブル、交通事故、さらには

行政対応コストの増加など、対応型行政に移行せざるを得なくなります。また、最終的には、地域住民、ボランティア、行政、福祉関係者がより大きな負担を抱えることになります。

本町では、先ほど述べたように、地域ボランティアの皆様による約 300 匹の TNR 活動という大きな成果が生まれ、ロード・キルも約 70% 減少したという実績があります。だからこそ今、このタイミングで、これ以上増やさない、取り残さないための予防的な仕組みづくりに取り組むことが重要であると考えます。

ここで、具体的な提案を含め質問いたします。

まず、1 点目。飼い主不在時におけるペット対策の状況について伺います。

本町において、高齢者の入院や施設入所、死亡などにより犬や猫が取り残されるケース、あるいは、飼育困難に伴う相談について、行政としてどのような把握をされているのか伺います。

また、そのようなケースが発生した場合、現在どのような対応を行っているのか、併せてお聞かせください。

2 点目は、福祉部門と環境部門との連携についてであります。

本件は、動物愛護だけでなく、高齢福祉、地域包括ケア、生活支援にも関わる課題であります。環境省が示した人・動物・地域に向き合う多頭飼育対策ガイドラインにおいても、問題の解決に当たっては、地方自治体の動物愛護管理部門だけでなく、社会福祉部局、生活衛生部局、警察、動物愛護ボランティア、社会福祉事業者等、行政、民間を問わず、多くの機関が連携しながら改善策を講じる必要があると示されています。

つまり、この問題は、動物担当部局だけで完結するものではなく、福祉、地域支援関係団体などが早い段階から連携する横断的な対応が重要であると考えられます。

実際に、介護関係者や地域住民が、世話が難しくなっている、多頭飼育になりつつある、本人の体調悪化により適切な管理ができない、といった変化に気づくこともあります。しかしながら、現状では連携体制が十分に明確とはいえず、問題が表面化したときには既に深刻化している場合も少なくありません。

そこで、本町において、地域包括支援センター、民生委員、ケアマネジャー等と連携し、飼育困難リスクを早期に発見、把握できる体制の構築を検討する考えがあるか伺います。

3 点目。終生飼養及びペット終活の啓発について伺います。

高齢化が進む中、自身の入院や介護、万が一の事態を想定し、ペットの将来について考えておくことは、飼い主本人だけでなく、家族や地域にとっても大きな備えであります。私は、「飼えなくなってから考える」のではなく、「飼えるうちに備える」という視点が重要であると考えています。

そのため、広報紙やホームページ、窓口等を通じた終生飼養の周知、ペット終活に関する啓発、さらには、もしものときに誰が世話をするのかを整理するペットエンディングノートの紹介など、比較的低コストで始められる取組について、本町として進める考えがあるか伺います。

4 点目。飼育状況チェックリストや早期相談体制の導入について伺います。

他自治体では、今後も適切に飼育できるか、不妊去勢手術は済んでいるのか、引き取り先はあるのかなどを確認する簡易チェックリストを用い、早い段階で支援につなげる仕組みが導入されています。問題が深刻化してからの対応は、人的、財政的負担が大きくなるため、私は、

こうした小さな異変を早期に見つける仕組みは大変有効であると考えます。本町においても、福祉相談や高齢者支援の場面で活用可能な取組について検討する考えがあるか伺います。

5点目。費用負担軽減に向けた仕組みづくりについてであります。

高齢者の中には、不妊去勢手術の必要性を理解していても、経済的理由により対応が難しいケースもあります。結果として、未手術のまま繁殖につながり、後々、更に大きな問題へ発展してしまうこともあります。もちろん、直ちに新たな補助制度を創設することは、財政面からも容易ではないと理解しております。しかしながら、民間団体との協働、寄附制度、企業協賛、クラウドファンディング等を活用しながら行政負担を抑えた上で、支援の可能性を模索する余地はあるのではないのでしょうか。

本町として、こうした新たな財源確保や官民連携について研究、検討する考えがあるか伺います。

これらの問題は、単なる動物の問題ではありません。高齢化が進む社会において、誰ひとり取り残さないための福祉の課題であり、地域の生活環境を守るための予防行政の課題であると私は考えます。今であれば、小さな啓発や関係機関との連携、仕組みづくりで対応できます。

しかし、問題が大きくなってからでは、人的負担も費用負担も、地域の混乱も大きなものとなってしまいます。

だからこそ、本町で積み重ねられたTNR活動の成果を無駄にせず、これ以上増やさない、取り残さないための予防的な取組を今こそ始めるべきではないのでしょうか。

執行部の前向きな御答弁をお願い申し上げまして、ペットの終生飼養・終活対策についての質問といたします。

2項目めは、高齢者の運転免許自主返納支援についてです。

近年、高齢ドライバーによる交通事故が社会問題となっております。アクセルとブレーキの踏み間違い、判断力や身体機能の低下による事故など、高齢者自身が加害者にも被害者にもなる現実があります。

一方で、多くの高齢者にとって自動車は単なる移動手段ではありません。通院、買い物、地域活動、さらには家族との交流など、日常を支える大切な足となっています。

そのため、危ないから返納してくださいという呼びかけだけでは、自主返納はなかなか進まないのが現実であります。

運転免許証の自主返納制度は、高齢者本人が加齢による身体機能の低下などを理由として、自ら運転免許を返納する制度であります。返納後には、運転経歴証明書の交付を受けることもできます。

しかし、重要なのは、「返納してください」で終わるのではなく、返納後の生活をどう支えるかであります。つまり、自主返納を進めるためには、安全確保と生活支援を両立させる視点が不可欠ではないのでしょうか。

全国の自治体を見ると、返納支援に積極的に取り組む事例が増えております。例えば、茨城県内の美浦村では、65歳以上の自主返納者に対し、デマンドタクシー登録料助成や利用券の交付を行っています。また、坂東市では、コミュニティバスやデマンドタクシー、巡回バスなど

に利用できる公共交通利用券を交付し、高齢者の移動支援につなげています。これらの自治体に共通しているのは、返納後の不安を減らす支援を行っている点であります。

本町においては、既にオンデマンドバスが運行されております。これは、本町の大きな強みであると考えます。しかし、現実には、高齢者の皆様から「免許を返したい気持ちはあるが、返した後の生活が不安。」、「病院や買物に行けなくなる。」、「家族に迷惑をかけたくない。」といった声も聞かれます。

自主返納が進まない理由の一つは、移動手段がなくなることへの不安にあるのではないのでしょうか。

また、本町では、いばらきシニアカードや五霞町介護保険被保険者証の提示によるコミュニティバスの運賃の割引制度が実施されています。しかしながら、運転免許返納者に特化した支援制度は、現時点で整備されていない状況であります。

そこで、提案であります。

本町において、運転免許を自主返納した高齢者に対し、一定期間、オンデマンドバスの利用券を配布するなど、支援制度を創設してはどうかと考えます。特に本町では、既にオンデマンド交通という基盤が整っております。新たに大規模な事業を始めるのではなく、既存制度を活用した比較的導入しやすい支援策ではないのでしょうか。また、制度創設に当たっては、高齢者の交通安全という観点だけではなく、健康寿命の延伸、外出支援、孤立防止といった視点も重要であります。移動手段を確保できなければ、外出機会の減少、閉じこもり、さらには健康悪化や介護リスクの増加につながる可能性があります。つまり、運転免許返納支援は、単なる交通安全施策ではなく、高齢者福祉施策としての側面を持つものであると考えます。

さらに、制度の周知や相談体制も重要であります。返納したらどうなるのか、どのような支援が受けられるのかが分からなければ、不安から返納をためらう方も少なくありません。そのため、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどとも連携し、返納前から相談できる体制づくりも必要ではないのでしょうか。

そこで、質問です。

本町として、高齢者の交通安全の確保と移動手段の確保をどのように両立していく考えなのか伺います。また、既存のオンデマンド交通を活用した自主返納支援制度や新たな支援制度について検討する考えがあるのか、御見解を伺います。

以上、高齢者の運転免許自主返納支援についての質問といたします。

3項目は、感震ブレーカー設置の補助金制度についてです。

本年3月議会、令和8年の第1回定例会において、私は感震ブレーカーの普及促進について一般質問いたしました。その際、執行部からは、令和8年度に改訂する地域防災計画に感震ブレーカーの普及啓発に関する内容を盛り込み、周知啓発を強化していきたい。また、補助金制度の創設については、国や県の動向を注視しつつ、他自治体の事例を参考にその必要性を見極めながら検討していきたいとの答弁をいただきました。

その後、広報ごか5月号では、「大地震から家と家族を守る感震ブレーカー」と題し、感震ブレーカーの重要性について住民周知が行われました。

私は、この迅速な周知啓発の取組を高く評価しております。一方で、周知啓発だけで本当に普及が進むのかという点については課題もあると考えております。

感震ブレーカーは、地震の大きな揺れを感知すると自動的に電気を遮断し、電気火災、いわゆる通電火災を防ぐ装置であります。阪神淡路大震災や東日本大震災では、火災原因の多くが、電気に起因するものであったとされており、消防庁をはじめ各自治体においても普及が進められております。特に、停電復旧時に発生する火災を未然に防ぐ有効な対策として、その必要性が大きく認識されています。

こうした中、ここに来て、大きな変化がありました。茨城県は、令和8年度予算において感震ブレーカー設置促進事業を創設し、市町村が住民に対して行う設置補助に対し、県が財政支援を行う制度を開始いたしました。

制度の内容といたしましては、住宅に感震ブレーカーを設置する世帯に対し、市町村が補助した費用の3分の2を県が負担し、1件当たり上限3万5,000円まで支援するものであります。

つまり、市町村の財政負担を抑えながら住民支援制度を構築できる環境が整ったということでもあります。これはまさに、3月議会答弁であった県の動向を注視するという段階から一本前へ進むべき状況になったと考えます。

全国でも既に補助制度を導入している自治体が増えております。火災被害を未然に防ぐ観点から、事前対策として感震ブレーカー設置を後押しする動きが広がっています。

また、木造住宅が多い地域性を考えれば、住宅密集地で火災が発生した場合、延焼被害の拡大も懸念されます。

大規模地震時には、公助には限界があります。だからこそ、自助、共助を支える施策として、事前に火災を防ぐ仕組みを行政が押しする意義は極めて大きいと考えます。

特に、感震ブレーカーは、避難所整備や大型防災設備と比較すれば、比較的少ない予算で大きな効果が期待できる防災投資であります。

また、町が補助制度を設けることにより単なる啓発にとどまらず、町として本気で地震火災対策に取り組んでいるという町民への強いメッセージにもなるのではないのでしょうか。県の支援が始まった今こそ、検討から実施へ踏み出すタイミングではないのでしょうか。

そこで、質問いたします。

県の感震ブレーカー設置促進事業を活用し、本町として前向きに検討すべきと考えますが、今後の方向性について御見解を伺います。

以上、感震ブレーカー設置の補助金制度についての質問といたします。

以上、質問の趣旨を述べさせていただきました。

それでは、発言席へ移動させていただきます。

〔1番 猿橋正男君 発言席へ移動〕

○議長（植竹美智雄君）1項目め1点目の質問に対し、産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（山田 浩君）それでは、1項目1点目、飼い主不在時におけるペット対策の現状について御答弁申し上げます。

高齢者の飼い主不在に伴うペットの取り残しや飼育困難に関する相談について、飼い主から直接役場に相談されたことは、これまでのところございませんが、ボランティアの方などを通して、そのような事案があることは把握しているところでございます。

一方で、今後、高齢化が加速するに当たって、これらの課題に対する対応を想定しておかなければならないことは十分に認識しているところでございます。

今後、そのような相談があった際は、まずは、親族や知人による譲渡先、つまりは新しい飼い主の探索を促してまいります。

万が一、引き受け手が見つからない場合、そのような緊急事態におきましては、茨城県動物愛護センターや動物愛護団体と連携しまして、一時的な保護や譲渡会の案内を行うなど、動物愛護の観点から適切な助言、対応に努めてまいります。

1点目は、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）はい、猿橋議員。

○1番（猿橋正男君）ありがとうございました。

現状、役場への相談がないということですが、これは課題が存在しないということではなく、住民の皆様がどこに相談すればよいのか分からない、相談先が分からず、困っているといった状況も考えられます。

今後、単身高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、飼い主の入院や施設入所、死亡などによって、ペットの飼育継続が困難となる事例は増加していくことが予想されます。

そのような中で、町として今後の相談に対応できるよう検討していただいているとの御答弁を伺い安心いたしました。

問題が顕在化してから対応するのではなく、予防的な観点から相談窓口の明確化や周知を進めていただくことを御要望いたします。

それでは、2点目をお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、2点目の質問に対し、健康福祉課長の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（古郡健司君）それでは、1項目め2点目、福祉部門と環境部門との連携について答弁申し上げます。

本町におきましては、高齢化の進行や単身高齢者の増加などを背景に、飼い主の入院や施設入所、死亡等に伴うペットの飼育継続困難事案が発生するものと認識しております。

現在、地域包括支援センター、介護支援専門員、ケアマネジャー、民生委員・児童委員等が、高齢者の見守りや相談支援を行う中で生活状況の把握に努めております。その際、ペットは高齢者にとって、かけがえのない存在であり、日々の暮らしの中で心の支えや生きがいとなっている場合もあることに配慮しながら、ペットの飼育状況についても可能な限り把握しており、将来的な飼育困難リスクの早期発見に努めております。

なお、現時点において、ペット飼育に関する相談はございませんが、問題等が発生した場合には、速やかに環境部門を含む関係部署間で情報共有を図りながら、飼育困難リスクの早期把握に努めてまいります。

2点目につきましては、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）はい、猿橋議員。

○1番（猿橋正男君）ありがとうございました。

現在、地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員などが、見守り活動の中でペットの飼育状況を可能な限り把握していただいているという御答弁、すごく喜ばしいことです。ありがとうございます。

しかしながら、問題が発生してから環境部門を含む関係部署で情報共有を図るのでは、対応が後手に回る可能性があります。飼育者の高齢化や健康状態の変化など、将来的な飼育困難リスクが見込まれる段階から福祉部門と環境部門が連携し、必要に応じて情報共有を図ることで、早期の支援につながると考えます。

飼育困難リスクの早期把握と未然防止の観点から、関係部署の連携強化をお願いいたします。

それでは、3点目をお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、3点目の質問に対し、産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（山田 浩君）それでは、1項目め3点目でございます。終生飼養及びペットの終活の啓発について御答弁申し上げます。

ペットを最後まで責任を持って飼育する終生飼養は、動物の愛護及び管理に関する法律第7条第4項に規定する飼い主の責務であり、極めて重要な考え方でございます。

現在も、広報紙やホームページ等で適正飼養の啓発を行っておりますが、今後は更に踏み込みまして、議員からの御提案にもありましたペットの終活についても周知を図ってまいります。

このほかにも、ペット用エンディングノートの紹介や啓発チラシの配布など、着手できる取組から順次進めてまいります。

3点目については、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）猿橋議員。

○1番（猿橋正男君）前向きな御答弁、ありがとうございました。

これまでも広報紙やホームページ等を活用し、適正飼養の啓発に取り組んでいただいているとのこと、感謝申し上げます。

また、今後、ペットエンディングノートの紹介や啓発チラシの配布などに取り組んでいただけるとのことで、大変心強く感じております。

ペット終活は、まだまだ十分に認知されているとは言えない状況ですので、多くの住民の皆様に関心を持っていただけるよう継続的な啓発活動をお願いいたします。

それでは、4点目へお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、4点目の質問に対し産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（山田 浩君）それでは、1項目4点目、飼育状況のチェックリストや早期相談体制の導入について御答弁申し上げます。

福祉相談や高齢者支援の場におけるチェックリストの活用は、潜在的な問題を早期に発見し、多頭飼育崩壊や飼育放棄を未然に防ぐための有効な手段であると考えております。本町におきましても、早急にチェックリストの導入を検討しまして、2点目の質問でもありました地域包

括支援センターや民生委員、ケアマネジャーなど福祉部門と連携を図りまして活用を推進してまいりたいと考えております。

これ以外にも、ケアマネジャーが訪問時に確認するアセスメントシートにペットの飼育状況を記入することや、健康福祉課窓口で配布しております五霞町保健福祉事業のお知らせ、これらにペット対策を盛り込むなど、実務レベルでどのような対応ができるか、福祉部門と協議・研究をしてまいります。

また、早期の相談体制につきましては、新たな体制を整備せずとも五霞町の小規模自治体としての強みを生かしまして、福祉部門と環境部門との連携を密にすることで対応が可能と考えられますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

4点目につきましては、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）はい、猿橋議員。

○1番（猿橋正男君）ありがとうございました。

早急にチェックリストの導入を検討し、福祉部門と連携しながら活用を推進していきたいとの御答弁をいただき大変心強く感じております。

さらに、ケアマネジャーが活用するアセスメントシートや健康福祉課で配布しているお知らせの活用についても福祉部門との協議・検討をしていただけるといいますので、大変評価しております。

飼育困難となる前の段階で状況を把握し、適切な支援につなげることが重要ですので、環境部門と福祉部門の連携をより一層密にさせていただき、実効性のある相談体制の構築をお願いいたします。

それでは、5点目をお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、5点目の質問に対し、産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（山田 浩君）続きまして、1項目5点目、費用負担軽減に向けた仕組みづくりについて御答弁申し上げます。

不妊去勢手術の費用負担軽減は、不幸な命を増やさないための有効な手段の一つでございます。動物の愛護及び管理に関する法律第7条第5項において、ペットの繁殖に関する適切な措置は所有者の責務であると明記されている以上、公費の投入に関しては慎重な議論が必要でございます。

議員御提案の民間団体との協働や寄附制度、クラウドファンディングなどの活用は、行政コストを抑えつつ、動物の愛護に関心の高い方から支援を募る非常に先進的な手法であると捉えております。

今後につきましては、他の自治体における導入事例を調査・研究しまして、持続可能な仕組みづくりに向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

5点目については、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）猿橋議員。

○1番（猿橋正男君）ありがとうございました。

他自治体の導入事例を調査・研究しながら、持続可能な仕組みづくりに向けた検討を進めていきたいとの御答弁をいただきました。

一方で、不妊去勢手術の必要性を理解しながらも、経済的な理由によって実施できない方が現実に存在しております。その結果、望まない繁殖や多頭飼育問題につながる可能性があります。こうした問題は、問題が大きくなってから対応するよりも、早い段階で対策を講じるほうが行政負担や地域負担の軽減にもつながるものと考えます。他自治体の事例を参考にしながら、本町に適した支援制度について前向きな検討をお願いいたします。

それでは、2項目へお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、2項目めの質問に対し、健康福祉課長の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（古郡健司君）それでは、2項目め、高齢者への運転免許返納に対する支援について御答弁申し上げます。

近年、高齢者の運転による交通事故が社会的課題となる中、本町におきましても高齢者の安全確保は重要であると認識してございます。

一方で、買い物や通院など日常生活に自動車がかかせない状況もあり、返納後の移動手段の確保が大きな課題となっております。

このため、町では、高齢者向け交通安全教室などの開催、交通安全意識の向上に取り組むとともに、警察署等と連携しながら運転免許自主返納制度の周知に取り組んでまいります。

また、運転免許を返納された方を含めた交通弱者対策として、ごかりん号のA I オンデマンド交通運行などの移動支援施策に取り組んでおります。加えて、免許返納後の生活不安を軽減し、自主返納を促進するため、A I オンデマンド交通利用助成など、免許返納者への支援策についても、他自治体の事例等を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

町といたしましても、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、移動手段確保と交通事故防止の両面から、関係機関と連携しながら交通安全対策の充実に努めてまいります。

2項目めについては、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）猿橋議員。

○1番（猿橋正男君）ありがとうございました。

高齢者の交通安全対策として、高齢者向けの交通安全教室の開催や、また、ごかりん号のA I オンデマンド交通の運行など、日頃から様々な取組を実施していただいていること感謝申し上げます。

また、運転免許自主返納者への支援について、他自治体等の事例を参考にしながら検討してまいりたいとの前向きな御答弁をいただき、ありがとうございます。

近年、高齢者ドライバーによる交通事故が全国的な課題となる一方で、運転免許を返納した後の移動手段の不安から、返納をためらう方も少なくありません。高齢者が安心して免許を返納できる環境を整えることは、交通安全の確保だけでなく、高齢者の外出機会の維持や社会参加への促進にもつながる重要な施策であると考えます。

ぜひ、他自治体の先進事例を参考にしながら、本町の実情に合った支援制度について早急に検討を進めていただき、高齢者の交通安全の確保、手段の更なる充実にに向けた取組をお願いいたします。

それでは、3項目めへお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、3項目めの質問に対し、総務課長の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君）3項目め、感震ブレーカー設置の補助金制度について御答弁申し上げます。

今般、県では、地震発生後の電気機器による建物の出火及び延焼被害を防止するため、住宅に感震ブレーカーを導入することを促進する取組として、市町村を通じて設置費用を補助する感震ブレーカー設置促進事業を新たに創設いたしました。

この感震ブレーカーの導入に当たっては、先の第1回定例議会の一般質問におきまして御答弁申し上げたとおり、地震発生時に自動的に電気を遮断し、火災などの被害を未然に防ぐ重要な役割を果たしますが、現状、各家庭におけるその認知度は依然として低い状況にあると考えております。

このため、まずは町民への周知、啓発活動が必要だと捉え、広報5月号において、感震ブレーカーの重要性などについて御理解を深めてもらえるよう広報を行ったところでございます。

今後、町としましては、この補助金創設の検討に当たり、まずは町民への十分な周知と理解が必要であると考えておりますので、町ホームページでの情報提供をはじめ、町イベントや防災訓練での広報など、あらゆる場面で通電火災防止に関する情報提供と感震ブレーカーの必要性について周知啓発を行ってまいります。

3項目めについては、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）猿橋議員。

○1番（猿橋正男君）ありがとうございました。

御答弁にありましたとおり、感震ブレーカーの認知は依然として十分とは言えない状況にあると考えております。だからこそ、補助金制度の創設により設置を後押しし、普及啓発を図ることが重要であると考えます。

また、茨城県では、感震ブレーカーの設置に対する補助金制度が設けられておりますので、町としても県の制度を積極的に活用しながら、住民が利用しやすい支援体制を構築していくことが効果的であると考えます。

特に、高齢者世帯や避難行動要支援者をはじめとする要配慮者世帯については、地震発生時にブレーカーを切ってから避難することが難しい場合も想定されます。こうした世帯は、地震による電気火災のリスクから身を守るためにも、優先的に支援を検討すべき対象であると考えます。

感震ブレーカーは、比較的少ない費用で住宅火災を未然に防ぐことができる有効な防災対策の一つです。町民の命と財産を守るためにも、補助制度の創設について前向きに御検討いただくことを要望いたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

最後まで御清聴いただきありがとうございました。

○議長（植竹美智雄君）以上で、1 番 猿橋正男君の質問が終わりました。

ここで休憩とします。

再開は午後 1 時といたします。

休憩 午前 1 1 時 3 9 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（植竹美智雄君）休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 樋 下 周一郎 君

○議長（植竹美智雄君）3 番目の質問者である樋下議員は、発言席へ移動願います。

参考資料の配布について申し上げます。

質問者の樋下議員及び担当課から参考資料の配付について依頼がありましたので、これを許可し、御手元に配付しております。

〔10 番 樋下周一郎君 発言席へ移動〕

○議長（植竹美智雄君）ただいまより、10 番 樋下周一郎君の発言を許可します。

登壇し質問趣旨を述べ、その後は発言席へ戻り答弁をお聞きください。

10 番 樋下周一郎君。

〔10 番 樋下周一郎君 登壇〕

○10 番（樋下周一郎君）皆さん、こんにちは。10 番議員の樋下です。

大変久しぶりに一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたしますと思います。

また、お忙しい中、傍聴者の皆さんには、議会の傍聴にお越しいたきまして本当にありがとうございます。

今日は、質問の中に篠崎課長が初めてのデビューになりますので、よろしくお願いいたしますというふうに思います。

私の 1 項目めの質問は、物価高対策についてです。

昨今の世界的経済状況は、ウクライナ戦争が始まってコロナ危機を経て、イラン中東紛争へと続いて、世界の秩序は大きく変化してきています。世界経済は、グローバル化が進んで、世界のサプライチェーンは混乱があると、あっという間に私たち家庭にも直接影響を及ぼすほどの形になっています。

ここ何年かの物価高騰は、それぞれの家庭に大きく影響していると思います。特に、ホルムズ海峡の閉鎖による石油危機、円安などによる原材料の高騰は、全ての分野に影響をもたらしています。今月 1,078 点、来月にも 5,064 点の商品の値上げが予定されています。今、国民の皆さんの一番の関心は、物価高対策ではないでしょうか。

そういう中で1項目め、物価高対策について。

1点目。令和7年度の国の補正予算で、約2兆370億円規模の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が地方に交付され、町もそれを受けて各施策が現在実施されていますが、その内容を改めてお伺いしたいと思います。

2点目は、6日の国会で、令和8年度の3.1兆円規模の補正予算が成立しました。これから地方にも重点支援地方交付金が来るのではないかと思います。町民の皆さんの関心も、現在は物価高対策が一番関心のある点だと私は思っています。

夏場に向けて、現在6月まで実施している水道料金の減免措置を町の財源も活用して、国から交付される前に先取りして、町として延長して実施することはできないか、お伺いしたいと思います。

2項目めは、中期財政見通しとその課題についてです。

前段でも述べたように、特に中東情勢による経済的危機は、将来の状況を見通していくには、大変難しいところにあると思います。令和6年度決算をベースにした財政見通しは、役場複合庁舎建設、インフラの改修などで、令和8年～令和11年の財政運営が厳しい予想が出ておりますが、財政見通しは大幅に見直しが必要になってきているのではないかと思います、見解をお伺いしたいと思います。

2点目は、複合庁舎建設など公共施設等の老朽化対策などの計画は、綿密に見直さなくても予定どおり計画が進められるのかどうかもお伺いしたいと思います。

3点目は、今後の町の財政の中では、上下水道事業が大きな課題になると思いますが、今後の計画はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

4点目は、知久町政になってから大変努力をされて、実績も大幅に上がってきていますが、ふるさと応援寄附金などの拡大がますます必要になってきているのではないかと思います、今後の見通しをお伺いしたいと思います。

以上、2項目6点についてお伺いをします。答弁によっては、再質問させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

〔10番 樋下周一郎君 発言席へ移動〕

○議長（植竹美智雄君） 1項目め1点目の質問に対し、まちづくり戦略課長の答弁を求めます。まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課課長（篠崎雅美君） 1項目め、物価高対策について。1点目「物価高対策の重点支援地方交付金の内容は」について御答弁申し上げます。

我が国の経済は、エネルギー価格の高騰や円安の影響により、食料品をはじめとする広範な品目で値上がりが続いております。さらに、昨今の人手不足に伴う人件費の上昇がサービス価格にも波及しており、生活者や事業活動を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあると認識しております。

このような中、国では、令和3年以降、物価高騰に対し多岐にわたる対策が講じられています。具体的には、公的部門の価格や賃金改定の支援が行われるとともに、中小企業の価格転嫁や省力化投資が支援されています。また、ロシアによるウクライナ侵攻や円安などの影響により高騰した飼料価格に対する補助やエネルギー・食品価格等の補助も実施されています。特に

大きな予算が措置された対策としては、燃料油価格への補助金、電気・ガス価格への補助金、現金給付・定額減税の3つに大別して対策が講じられてきました。

令和7年度におきましても、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き継ぎ支援するため、地方公共団体が地域の実情に応じたきめ細やかに必要な事業を実施する取組を支援するよう重点支援地方交付金の拡充が行われたところです。これを受け、町では、エネルギー・食品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者に対して3つの支援、事業者に対して2つの支援を講じたところです。

まず、生活者支援の1つ目として、全町民を対象に5,000円を支給する物価高騰対策を行い、令和8年5月31日現在、3,032世帯、7,128人に3,564万円を支給いたしました。

2つ目として、水道料金に係る基本料金の減免です。減免期間は、令和8年2月～6月までの5か月間であり、対象は、公共施設を除く全ての上水道利用者としているところです。毎月約3,200件、約680万円の基本料金を減免しています。

3つ目として、地域を犯罪から守る防犯カメラ等の設置費用の助成です。設置費用の2分の1を助成し、上限は3万円となっております。こちらにつきましては、国の予備費及び補正予算を活用しており、予備費分につきましては、実績として、防犯カメラ115件、防犯灯5灯、349万4,999円を助成し、補正予算分につきましては、令和8年8月31日までの申請期限として、防犯カメラ約80件の助成を見込んでいるところです。

次に、事業者支援ですが、1つ目として、医療機関、介護施設、障害者福祉サービス施設、保育所等を対象に、食料品やエネルギー価格の高騰に対する負担軽減を図るための支援です。29事業所から申請を受理し、427万円の助成を行ったところです。

2つ目として、エネルギー価格の高騰に直面する町内の中小企業の負担軽減を図るための支援です。申請期限は、令和8年8月31日、助成額の上限は4万円としているところです。

以上が、町が実施している物価高騰対策事業となりますが、今後におきましても、なお続く物価高騰に対する国の対策に注視し、重点支援地方交付金を活用した支援を予算の可能な範囲で行ってまいります。

1点目につきましては、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）はい、樋下議員。

○10番（樋下周一郎君）ありがとうございます。

国からの重点支援地方交付金が来て、いろいろな事業の、そういう中での予算取りがしやすくなって、今現在、それが令和7年度分として町の中でも実施されているわけでございます。

大変有意義な措置だというふうに思いますし、また、その中でも一番生活者に密着した水道料金の減免措置というのは非常にやりやすい、経費的にも取り組むのに少なくて済むというような形で、町として一番取り組みやすい形じゃないかなというふうに思っております。

今、その成果を、ぜひ町民の皆さんにも、広報等にも載っておりますけれども、ぜひ皆さんにもよく知っていただければというふうに思って、この1点目の質問をさせていただきました。

2点目のほうにお願いしたいと思います。

○議長（植竹美智雄君）続いて、2点目の質問に対し、まちづくり戦略課長の答弁を求めます。まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課課長（篠崎雅美君） 1項目2点目「水道料金の減免措置を延長することができないか」について御答弁申し上げます。

先ほど、1点目の答弁にもありましたように、重点支援地方交付金を活用し、町の上水道を使用している方の令和8年2月～6月まで減免を行っているところでございます。

こちらにつきましては、当初、減免期間については令和8年2月～4月にしておりましたが、円安の長期化、国際的な資源・原材料価格の高騰、人手不足による人件費の上昇が主な原因となり、食料品やサービス価格を中心に更に物価高騰が続いていることから、2か月間延長し、令和8年2月～6月の5か月間としたところでございます。

町といたしましては、議員より御質問いただきました減免措置の御要望につきまして、生活者や事業者などが物価高騰の影響を互いに受けている現状を深く認識しております。

つきましては、国の重点支援地方交付金の施策の動向や財源状況を慎重に見極めながら検討してまいりたいと考えております。

2点目につきましては、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君） 樋下議員。

○10番（樋下周一郎君） ありがとうございます。

この問題は、私、やはり一番身近な問題として取り組まなくてはいけないのではないかと。議員として、議会として何も取り組んでいかなくは、今の時代の中で、議員の責任が果たせていけないのではないかなという、そういう思いの中で、今回、一般質問の中に取上げさせていただきました。

今回の国の補正予算は、重点支援地方交付金が金額的にまだ明確ではありませんけれども、必ず私は地方自治体のほうにも来るのではないかなというふうに思っておりますし、国会議員の先生方にも電話をしましていろいろとお願いをしたところでございます。

そういう中で、今、課長さんからも答弁ありましたが、なかなか財源の問題とか、制度上の問題等、小さな町では独自で取り組むのには大変厳しいのは私も分かっておりますけれども、国から交付金が来たからやるというだけではなくて、こういう課題に、どうしたらできるのか、どうしたら取り組んでいけるのかも、やはり施策を実施していくうえでの重要な勉強にもなるし、そういう課題じゃないかなというふうに今思っているところでございます。

課長答弁にありましたように、国の動向、その辺の具体的な内容が分かってきた段階で、町のほうも取り組んでいっていただけるというような御答弁でございましたけど、今の時代の中で取り上げなくちゃいけない一つの大きな課題だというふうな思いがありましたので、ここに取り上げさせていただきました。

ぜひ今年の夏も大変暑い夏、国のほうでは、今の補正予算の中で電気料金の減免とか、いろいろな形で補正で助成がされてくるのではないかと思いますけれども、私たちの町もぜひ交付金が来ましたら、速やかに対策をお願いしたいというふうに思いまして、1項目めは終わりにしたいと思います。

次へお願いしたいと思います。

○議長（植竹美智雄君） 続いて、2項目め1点目の質問に対し、総務課長の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君） 2項目め1点目「中期財政見通しでは、令和8年～11年が厳しい財政運営となる予想」について御答弁を申し上げます。

本町の中期財政見通しにつきましては、財政の健全化を図るため、今後の人口減少対策やインフラの老朽化対策、さらには複合庁舎整備など大規模事業への対応を想定し、毎年更新をしております。

令和7年度に策定しました中期財政見通しにおいては、複合庁舎の整備、道路や上下水道施設等の更新など、インフラの老朽化対策といった多くの大規模事業が控えております。

これらを行っていくためには、今後も厳しい財政運営を強いられると予想しているところでございます。加えまして、議員御指摘のとおり、昨今の中東情勢や原油価格高騰など、物価高騰により今後の財政運営にも影響を及ぼすことが懸念されるところでございます。

そこで、今後の財政運営に当たりましては、1つ目に企業誘致による税収増やふるさと納税などの税外収入による歳入確保、2つ目には、総合計画や各事業計画との連動による優先分野への投資など、選択と集中による財源配分、3つ目には、国・県の補助金や有利な地方債の最大限な活用を進め、効率的で持続可能な財政に努めてまいります。

1点目については、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君） 樋下議員。

○10番（樋下周一郎君） 答弁ありがとうございます。

私は前からですね、中期財政計画といいますか、財政見通しを早くから作成して、町の財政運営に積極的に活用して、これからの時代、そういうものを1つの形としての確に財政運営を行っていくことが必要であろうというふうな、前から御提言をさせていただいておりましたけれど、今回、何回目かになります令和6年度をもとにした中期財政見通し、これが令和6年度をベースにしておりますので、この部分では見通しが非常にいろいろな国際情勢、経済的な問題も変わってきているので、令和7年度の決算の後で財政見通しを確実に見直していかなくてはいけないのではないかなと。今、課長のほうから答弁いただきましたように、いろいろなそういう情勢を踏まえて、財政見通しを作っていくというような御答弁をいただきましたので、大変心強く思っているところでございます。

そういう中で、ここ何年間かは、町税が非常に好調に伸びてきているのが現状だと思いますし、基本的な町税の収入というのは、このところ予想が確実にできるような状況になっているのかと思います。

今、課長のほうからありましたように、税外収入の部分で、ふるさと納税の話が出ましたが、この後、お話しさせていただきますけれども、やはりそういう形の部分が、これから歳出を見直しながら財政運営を、ここ何年間か運営していくのに非常に難しい時期に来ているのではないかなというふうな部分がありますので、ぜひその辺の舵取りをよろしく願いをしまして、2項目の1点は終わりにしたいと思います。

○議長（植竹美智雄君） 続いて、2点目の質問に対し、総務課長の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君） 2項目め2点目「複合庁舎建設など公共施設等の老朽化対策の計画が予定どおり進められるのか」について御答弁申し上げます。

複合庁舎の整備に際しましては、国からの交付金である地域未来交付金や交付税措置が適用される起債を活用しつつ、計画的に基金へ積立てを行うなど、町の財政負担を極力抑制しながら令和11年度の完成を目指し、現在、基本設計の作成を進めております。

しかしながら、昨今の資材高騰の影響により建設費の増加が懸念されるところでございます。また、その他の公共施設等につきましても、長期的な老朽化対策が必要であり、公共施設等総合管理計画に基づき施設の統合や改修を行い、施設の長寿命化を図っていかなければなりません。さらには、道路や上下水道施設などのインフラも更新していく必要があります。

今後におきましては、これらの改修や修繕には多額の資金が必要となりますので、実質公債費比率や将来負担比率などの財政指標を見極めながら、有利な財源の活用や事業の実施時期の調整、さらには、改修内容を検討するなど調整しながら財政負担の平準化を図れるよう計画的に事業を実施してまいります。

2点目の答弁については、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）樋下議員。

○10番（樋下周一郎君）ありがとうございます。

変化する経済情勢の中で、やはり見通しを確実に、いろいろな中期の財政見通しをしていくのは大変難しいと思いますけど、先ほど同僚議員からも質問がありましたけど、役場複合庁舎とか、ほかのインフラ整備などが今後順調に、今までの計画どおり進んでいけるように、今、総務課長のほうからも答弁いただきましたように、その中でいろいろな形の財源運営の仕方を答弁いただきましたので、ぜひ今後とも、今までに計画された部分が順調に予定どおり実施していけるように、財政運営のほうをよろしくお願いしたいというふうに思っております。

3点目のほうをお願いしたいと思います。

○議長（植竹美智雄君）続いて、3点目の質問に対し、建設水道課長の答弁を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（園田和則君）それでは、2項目め3点目「上下水道事業が大きな課題となる。

今後の計画は」について御答弁申し上げます。

上下水道事業の課題につきましては、人口減少等に伴う料金収入の減少と施設の老朽化が全国的に共通の課題となっております。

町についても、町単独で上下水道施設を維持・運営していくためには、多額の費用が発生し、さらには施設や管路の更新時期を迎えた更新費用が大幅に増加することが見込まれ、町にとって大きな財政負担が懸念されます。

このことから、水道事業では、コスト縮減を図り持続可能な水道水の供給体制を確保するため、埼玉県水の全量受水の計画を進めております。

令和7年度の1日平均配水量の実績になりますが、川妻浄水場で浄化した水が1,953トン、埼玉県から受水した県水が2,027トン、合わせて3,980トンを町内に供給しております。

今後の計画につきましては、小手指配水場で受水した県水を川妻浄水場で全量を受け入れるために、送水管の増径やポンプ増設工事などの実施を予定しております。順調に進めば、令和9年1月頃から徐々に切替通水を実施しまして、並行して川妻浄水場の浄水施設の休止作業を進め、令和9年4月から埼玉県水の全量受水に切替えていく予定をしております。

次に、下水道事業の計画についてでございますが、水道事業と同様に維持管理、経営コスト削減を進めるため、広域化・共同化の取組を検討しております。

下水道事業の近隣流域下水道との統合の可能性も引き続き調査しているところではございますが、まずは農業集落排水施設の各水処理センターを廃止し、公共下水道の環境浄化センターに集約化することが、更に財政面・経済面の有効性が高いと見込まれるため、優先して実施に向けた準備を進めていきたいと考えております。

今後につきましても、引き続き上下水道事業の効率化と合理化を図り、事業を持続的に進めるため、投資と財政の両面から施設の適正な維持管理や経営の安定化に努めていきたいと考えております。

3点目については、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）樋下議員。

○10番（樋下周一郎君）ありがとうございます。

これからの財政見通しの中では、水道の部分が占める部分が大変重要なところがございますけれども、そういう中で、今後は埼玉県水を全量受水するということは決まっておりますので、その今後のいろいろな計画を、これから……。私は、本当は、その計画を聞こうと思っていたところではございましたけれども、課長さんの話ですと、今年度、その計画を立てていくと。令和8年度に、今後どういうふうにしていくかという計画を立てていくというお話でございましたので、細かくお話しするようなことが、質問するようなことがなかなかできない面もございますけれども、そういう中で、やはり水道事業の中では一番の課題になりますけれども、南摩ダムの工事完了見通しとか、水利権の問題とか、そういうものが早く方向性が決定されないと、今後の見通しというものがなかなか難しいのかなというふうに私も思いますけれども、そういう中で、最近マスコミ等でも話題になっておりますけれども、水道料金の問題というのが、この間、町民の方から「埼玉県水に切り替えていくと、水道料金は安くなるのですか。」というような、何人かから質問されたりもしました。現在の水道料金、近隣市町の状況はどうかお伺いしようと思ひまして、課長さんのほうから、先ほど議長のほうからもお話しいただきましたけど、資料を皆さんの元に配付させていただきました。それを見ていただくと分かりますが、埼玉県は、茨城県からしたら結構安い料金なんです。茨城というのは、全国的にも水道料金が平均して割と高いランクにあるようでございます。

そういう中で、今後の見通しとして、まだまだ計画が進行中なところですので、課長に答えていただくのは大変恐縮ですけど、水道料金の今後の方向としては、他の市町などでも今は水道料金の見直しというのは結構叫ばれているようでございますけど、当面は、今の現状維持ができそうなのかどうか、その辺のところをですね、答えづらいと思いますけれども、答弁いただければと思います。

再質問としてさせていただきたいと思ひます。

○議長（植竹美智雄君）ただいまの再質問に対し、建設水道課長の答弁を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（園田和則君）それでは、再質問について御答弁申し上げます。

現時点での段階ですが、現時点で上下水道料金の見直し等の予定はないところではございますが、今年度ですが、上下水道ビジョンを実現するための投資と財政を中長期的に計画し、施設更新や維持管理、人員、料金などを一体的に整理する経営戦略の改定を予定しているところでございますので、それらを踏まえて、今後、収支計画の中で料金について検討のほうをしていければと考えているところでございます。

再質問については、以上になります。

○議長（植竹美智雄君）樋下議員。

○10 番（樋下周一郎君）大変答弁しづらいところをありがとうございました。

こういう課題も、なかなかいろいろな計画がはっきりと示されない部分でいきますと、私のほうも質問しづらい部分もありますけれども、課長も答弁しづらい面もあるのではないかなというふうに思いますけれども、いずれにしましても、上水道、下水も含めまして広域化、やはり今後どうしても、もう段階的に進めていかなくはいけない状況になっているわけでございますので、ぜひ速やかに今後の計画を十分に練っていただいて、上水道の事業がどんなふうな形になっていくのか、後でまた議会のほうにも今年度中に示されてくるのではないかなと思いますので、下水道も含めて今後の行方をぜひ見守らせていただくとともに、町のほうの速やかな、そういう面での計画の実施をよろしくお願いしたいというふうに思っております。

続きまして、4 点目をお願いしたいと思います。

○議長（植竹美智雄君）続いて、4 点目の質問に対し、まちづくり戦略課長の答弁を求めます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課課長（篠崎雅美君）2 項目め 4 点目「ふるさと納税（応援寄附金）などの拡大が必要」について御答弁申し上げます。

初めに、ふるさと納税の実績につきまして、過去 3 か年の寄附実績を申し上げます。資料を配付しておりますので、参考にご覧ください。

寄附の状況につきましては、令和 5 年度 1 万 6,993 件、2 億 3,973 万 7,000 円、令和 6 年度 4 万 1,829 件、7 億 1,761 万 4,000 円、令和 7 年度 3 万 7,272 件、7 億 363 万 5,000 円と推移しており、令和 3 年度以降、寄附額は右肩上がりに伸びてきた状況でしたが、令和 7 年度はほぼ横ばいの実績となっております。要因につきましては、市場においてお米の価格が下がり、需要も落ち着いたことにより、昨年 10 月以降、お米の返礼品に対する寄附額が大幅に減少したことが考えられます。また、総務省による適正な制度運用のための改正により、返礼品として承認される基準が年々厳格化されるとともに、昨年 10 月には、ポータルサイトによるポイントの付与が禁止されました。これらの影響が重なったことにより、多くの自治体で昨年 10 月以降の寄附が伸び悩む状況となっております。

加えて、今後の更なる課題として、令和 8 年 10 月から始まる経費ルールの段階的引き下げがあります。経費ルールの段階的引下げは、経費の総額を寄附額の 50%以内から段階に 40%まで抑制するものです。実質的に自治体が活用できる財源を確保するねらいがありますが、ポータルサイト利用手数料や配送料など固定費を削減することは難しいことから、返礼品内容は変えずに、寄附設定金額を上げる又は設定金額をそのままに返礼品を縮小するなど、調達費用の割合を調整する必要があります。

このような厳しい環境変化が続く中、町としましては、現在約 300 品ある返礼品数の増加及び魅力向上に力を入れていく必要があると考えております。

そこで、現在、事業者の返礼品にかかる設備投資等に対して、寄附を活用して補助する仕組みの構築に取りかかっております。事業者を支援することで、ふるさと納税返礼品の充実を図り、寄附額の増加につなげる好循環を生み出してみたいと考えています。

また、お米の返礼品につきましても、新たな事業者を確保し、返礼品登録に向けた調整を行っているほか、令和 8 年度産米の先行予約も受付を開始するなど、返礼品の充実を図っているところでございます。

さらに、本町でしか手に入らない希少性がある返礼品や体験型メニューの開発推進による寄附満足度の向上が必要と考えており、そのためには、ごかみらい Lab との連携が必要不可欠であります。ごかみらい Lab では、これまで五霞町産の米と大豆を使った米みそや日本薬科大学と開発した HANABI Gin など 12 件のオリジナル特産品を開発し、返礼品として登録しています。また、利根川大花火大会五霞会場の観覧や地元農家の協力によるトマト収穫体験など、特別な体験を提供する体験型返礼品にも力を入れて取り組んでいただいております。

議員御指摘のとおり、本町の貴重な自主財源である寄附額を更に積み上げていくことが、町の安定した財政運営の一助になると考えております。町といたしましても、今後は主力返礼品である豆乳やお米のような生活必需品による「量」の確保を土台としつつも、本町ならではの体験型返礼品や地場産品のブランド化などの開発に注力し、質を磨き上げることが、結果として寄附額の増大につながるものと考えており、戦略的かつ着実にふるさと納税を推進してまいり所存でございます。

4 点目につきましては、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）樋下議員。

○10 番（樋下周一郎君）ありがとうございます。

篠崎課長にはいろいろ答弁いただきましてありがとうございます。

ふるさと納税、知久町政になりましてから、知久町政の目玉としても大変力を入れていただいて、ふるさと応援寄附金として順調に伸びを示していたと思っていたのですが、このところ、今、課長から説明がありましたように、いろいろな情勢が多少変わってきた面もありますし、国のほうの方向性もやや変化している面もあるのかなというふうにも思いますし、ただ、リピーターの競争が激しくなっている。そういう部分で返礼品の競争も激しくなっているという状況の中で、どうしても町としての競争性もかなり出てきているのではないかなと思っていますけれども、やはり、そういう中でも、総務課長からありましたように、財政の中では、税外収入として非常に大切な税収であります。ぜひ私としては、今の倍くらいの品目であったり、寄附金が今の倍ぐらいの金額になるように努力していただければと思っているところでございます。

最近、マスコミ等でも、委託業者による手数料の問題というのが取上げられておりますけれども、やはりそういう部分も含めて、今後、総務省のほうからどういう形が出てくるのか分かりませんし、業者のほうからも、いろいろそういう形がですね、手数料を下げたいっていただけるのかどうか、その辺も分かりませんが、やはりどんな形にしても、今、課長のほうか

ら、今後進めていく返礼品の内容等にも説明ありましたが、この辺の周辺の町の状況を見てみても、米の部分というのは大きなウエートを占めているのではないかなというふうに思います。

どこの町も境町だってそうだと思いますけども、やはりそういう中で、米の需要というのは確実にこれからもあると思いますので、ぜひ米の需要ももう少し伸ばしていただけるような考え方、また、その中でも体験型の、消費者参加型といいますか、体験型のそういう寄附金のほうも増やしていかななくてはいけないんじゃないかなというふうには、確かに私も思っております。

そういうやっぱり、農業者だけではありませんけれども、工業分野も含めた、企業さんも含めたこれからのふるさと応援寄附金をぜひ1つの目標として、本来であれば、最後に町長に答弁いただくつもりでいたんですけど、今回は通告を出しておりませんので、ぜひ10億、20億の目標を持って進めていただければというふうに思っているところでございます。

その辺の努力を最後に、担当する皆様にはぜひお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりにしたいというふうに思っております。

課長さん方には、御答弁をいただきまして本当にありがとうございました。もう少し突っ込んだ話をしようと思っていたところがございますけど、ある程度そういう面での今後の方向性をぜひ今年度、それぞれ担当課の課長さん方にはぜひいろいろな面での御努力をお願いするとともに、いろいろな全協、また次の議会の機会を通じまして、ぜひいろいろな施策を議会のほうにも示していただければというふうに思っておりますので、どうかその辺もよろしく願いをいたしまして、ちょっと早いですけど、一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（植竹美智雄君）以上で、一般質問通告者全員の質問が終了いたしました。

一般質問を終結いたします。

◎休会の件

○議長（植竹美智雄君）続きまして、日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の一般質問の日程は、本日及び6月10日の2日間と決定しておりましたが、本日一般質問が全て終わりましたので、6月10日を休会とし、議案調査日としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、6月10日を休会とすることに決定いたしました。

次回の本会議は、6月11日の最終日となります。

◎散会の宣告

○議長（植竹美智雄君）これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 1時47分

